介護老人福祉施設重要事項説明書

1　特別養護老人ホーム「ボニュール根上苑」の概要

建物　　構造　　鉄筋コンクリート耐火構造４階建て

延床面積　　6063.91㎡

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム「ボニュール根上苑」
所 在 地	石川県能美市下ノ江町イ 201 番地－1
電話番号	0761 - 56 - 0081
Ｆ　Ａ　Ｘ	0761－56－0097
代表者氏名	理事長　　清水　敏邦
施設管理者	施設長
介護保険指定番号	介護老人福祉施設（1772300040）

(2) 指定介護老人福祉施設サービスの目的と運営方針

＜目的＞

指定介護老人福祉施設サービスは、入居者の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び個別機能訓練を行うとともに、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いた介護老人福祉施設サービスを提供いたします。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますのでご理解頂いた上でご利用下さい。

＜運営方針＞

① 施設は入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前・入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立した日常生活を営むことが出来るように援助を行います。

② 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者、その他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（3）施設の職員体制

職　　種	常　勤	非常勤	業　務　内　容
理事長	１名		全施設の業務を繋ぎ統括します。
施設管理者	１名		当該施設の業務管理を一元的に行います。

生活相談員	１名		入居者の生活相談、提供サービスの企画を行います。
介護支援専門員	１名		施設サービス計画を提供いたします。
管理栄養士・栄養士	１名以上		食事業務全般と入居者の栄養指導等を行います。
看護職員	４名以上		診療の補助、入居者の健康管理を行います。
介護職員	30 名以上	１名以上	入居者の日常生活の介助、援助等を行います。
機能訓練指導員	１名		機能の改善、減退防止の指導訓練を行います。
調理員	１名以上	１名以上	入居者の食事の調理を行います。
医師(嘱託医含)	１名	１名	入居者の健康管理及び療養上の指導を行います。
事務職員	２名以上		庶務･労務及び会計事務等を行います。

※　上記人員には、指定短期入所生活介護の配置人員を含みます。

（4）施設の設備概要

定員	介護老人福祉施設　100 名	医務室	１室
	空床短期入所生活介護　10 名	食堂	各ユニット１室
居室	個室　100 室	浴室	各フロア　５室
機能向上訓練は、機能訓練専用ｽﾍﾟｰｽ等にて行いますが、施設内の全活動が機能訓練効果を期待したものです。			

※ 当施設では、入居される方皆様のプライバシーに配慮して、全個室対応をしています。

※ 入居者の状態に応じて特殊機械入浴等があります。

2　サービスの内容

（1）施設サービス計画（介護サービス計画）の立案

入居者の意向を踏まえた上、介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期･サービス内容･サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成い

たします。

※当施設では、入居者の介助方法についてご家族のご要望にできるだけお応えしたいと考えていますが、次のような介助方法については受け入れられませんのでご了承ください。

①入居者ご本人にとって不適切と考えられる介助方法（本人に苦痛が生じるようなケース）

②施設業務など運営上対応が不可能な介助方法（「24 時間常時見守りをして欲しい」など施設の人員配置上不可能なケース）

③ご本人の生命の危険に繋がるような介助方法（家族がリスクを容認している場合でも同様です）

(2) 食事の提供

① 食事は、管理栄養士による献立により、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとします。入居者の自立支援のために、できるだけ各ユニットの食堂にて食事をしていただくよう努めます。

② 入居者の身体の状況、または病状のため、常食を提供することに無理がある場合には、医師の指示によって特別食を提供することができます。（但し、事前に医師の発行する食事指示箋が必要となります。）

③ 食事の時間について

朝食：午前 8時 00分頃～午前9時30分頃

昼食：午前11時45分頃～午後1時15分頃

おやつ：午後2時30分頃～午後3時30分頃

夕食：午後 5時30分頃～午後7時00分頃

④ 予めご連絡をいただく場合は、衛生上または管理上許可可能な一定時間、食事のお取り置きをすることができます。

⑤ 予め欠食の旨のご連絡をいただいた場合には、食事の提供をしなくてもよいものといたします。

(3) 入浴

入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう入居者に入浴の機会を確保します。基本的には週2回以上の入浴または清拭を行っていきます。ただし、入居者に傷病や伝染性疾患の疑いがあるなど、医師より入浴が適当でないと判断する場合には行わないことがあります。

寝たきりの方に関しては特殊機械浴があります。

(4) 介護

介護老人福祉施設サービスに沿って次の介護を行います。（着替え・排泄・食事等

の介助、オムツ交換、体位交換等の介助、口腔ケアの実施、シーツ交換、施設内外の移動等の付き添い等）

（5）個別機能訓練

入居者の希望と意欲に沿い、個別機能訓練計画書を作成し定期的に向上を目指して訓練いたします。

（6）生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め、相談に応じるとともに、入居者からの諸情報（医師の診断書等）を事前に把握することにより、必要な助言その他の援助を行います。

（７）健康管理（栄養改善等含）

常勤医（嘱託医含）や看護職員や管理栄養士等は、常に入居者の健康管理に注意し、日常生活における健康保持のための適切な措置をとるとともに、栄養マネジメント及びケア計画を作成し、相談にも応じます。

（8）理美容サービス

協力理美容師により、定期的に施設内にて理容サービスを受け得る機会を設けます。

（9）行政手続代行

行政手続は原則ご家族となりますが、困難な場合は職員にご相談ください。ただし、手続に係る経費はその都度、お支払いいただきます。

（10）預り金について

入居者の自己管理が原則ですが、困難な場合には、別途「預り金双方確認書」の締結が必要となりますのでご相談ください。

（11）所持品の管理

居室の床頭台やロッカー等に所持品を保管できます。

尚、保管ｽﾍﾟｰｽに限りがございますので、衣類等季節毎の入替等をお願いいたします。

（12）レクリエーション

当施設では、ユニットもしくは施設全体で誕生会や季節等の行事の企画を行います。

行事によっては、別途参加費等がかかる企画もあります。

（13）要介護申請等に係る援助

① 当施設は、入居者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるように援助します。

② 要介護認定の申請等に係る手続きは、原則ご家族となりますが、困難な場合には代行を当施設にて行うことができます。

（14）看取り介護

施設は、看取り介護を行うにあたり重度化対応の体制を整え維持し、入居者及びそのご家族の希望に基いて、別途に定める看取り介護マニュアルに従い、医師との連携を密に取りながら行います。

3 利用料金

（1）介護保険給付の対象となるサービスに係る料金

① 介護福祉施設サービス費

別紙１に定める料金となります。

② 施設基準加算

別紙２−1〜2−２に定める料金となります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービスに係る料金

別紙２−２に定める料金となります。

4　支払方法

（1）費用は毎月 10 日以降に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

但し、月末が土･日･祝日等で金融機関が営業日でない場合は、その前日迄とします。

※ 介護保険法の改正や経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合には、相当な額に変更する場合があります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、原則として変更を行う 1 ヶ月前までにご説明します。

（2）事業所は、入居者又は身元保証人から、現金で利用料金のお支払いを受けたときは、すべて領収書を発行いたします。但し、銀行振込の場合等は、入居者及び身元保証人の求めに応じて領収書を発行いたします。

※ お支払方法は、窓口現金払･口座振替･銀行振込等のお支払方法がありますので契約の際に選択ください。

5　入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、優先的な診療･入院治療を保障するものでは

ありません。又、診療・入院治療を義務付けるものではありません。）

（1）協力医療機関等

当事業所では、苑内に常勤医師を配置する以外に、下記病院・診療所や歯科医院に協力を頂いており、入居者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いする体制をとっております。

・ 法人運営診療所

名称：ボニュールクリニック

所在：石川県能美市下ノ江町イ 201 番地 1

・ 嘱託医

名称：あさもとクリニック

住所：能美市福島町タ 38－3 番地

・ 協力病院

名称：国民健康保険能美市立病院

住所：能美市大浜町ノ 85 番地

・ 協力歯科医院

名称：北本歯科医院

住所：能美市大成町ト 114 番地

6　入退居の手続き

（1）入居手続き

専用の申込書に必要事項を記入の上お申し込み下さい。居室の空きがあれば、外部の第三者委員を含めた入所判定委員会の協議後、入居の運びとなります。

（2）退居手続き

① 入居者の都合で退居される場合

退居を希望する日の７日前までに書面でお申し込みください。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 入居者が他の介護保険施設に入所した場合
- 入居者が亡くなられた場合
- 施設の方針に同意をいただけない場合
- 介護保険給付でサービスを受けていた入居者の要介護度区分が、非当該（自立）又は要支援、要介護１、２と認定された場合（ただし特例入居の要件が認められた場合を除く）「特例要件」とは別紙３に定める要件を指します。

※　この場合、所定の期間をもって退居していただくことになります。

③　契約終了・解約

・　入居者が、サービス利用料金の支払いを 60 日以上滞納し、料金を支払うように通知したにもかかわらず、支払われない場合。

・　入居者や家族などが当施設や当施設の従業者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

・　施設の方針に同意いただけず、入居継続が困難と施設長が判断した場合。

・　やむを得ない事情により当施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、7 日前までに書面で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがあります。

・　入居者が、連続して 90 日以上病院等に入院すると見込まれる場合、又は入院した場合は、契約は一旦終了となります。

④　居室の明渡しー精算ー

契約終了後も居室を明け渡さない場合等には、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をご負担いただきます。

7　施設ご利用にあたっての留意事項

（1）訪問

①　　月曜日から金曜日　　午前８時30分～午後５時30分まで

（最終面会入所受付　午後５時15分）

土曜日、日曜日　　午前８時30分～午後５時30分まで

（最終面会入所受付　午後５時15分）

②　但し、緊急時等は時間外受付も可能ですので入居者様や面会ご本人様のお名前をインターホンにてお知らせください。

③　訪問の際は、受付簿への記入をお願いします。

④　感染症が流行している時期は、直接面会ができない場合もあります。その場合は事前にご連絡させていただきます。

（2）外出・外泊

いつでもご自由にお出かけ可能ですが、事前に外出・外泊の日時をお知らせください。

（感染症が流行している場合はお控えいただく場合があります）

（3）嗜好品

①　医師より特別な指示がない限り、特に制限はありません。

② 世間一般的な常識の範囲内で、自己責任においてお願いいたします。

(4) 設備・器具の利用

車椅子・歩行器・老人車等につきましては、原則施設側で用意するものとしますが、必ずしもご希望に添えるとは限りません。また個別の事情や特別な機種や特殊な福祉用具が必要な場合、ご自身に適合したものをご持参して頂きますようお願いしております。（※福祉レンタルを除く）

(5) 所持品の持ち込み

① 原則として大きな家具等の持ち込みはできませんが、床頭台の上やベッド下等に収納できる大きさであれば、特に制限しておりません。

② テレビについては、床頭台における大きさ（16～22 インチ程度までの TV）を持ち込むことが可能です。この場合も、別途電気使用料がかかります。

③ 冷蔵庫の持ち込みにつきましては、食中毒の予防上、入居者又は家族が管理できる場合に限ります。この場合にも、別途電気使用料がかかります。ユニットの方でも冷蔵庫が用意してあり、共同利用することができます。

(6) ペット

入居者の中には抵抗力が弱っている方もおられますので、ご遠慮下さいますようお願い致します。

8　施設内での禁止事項

入居者は、施設内で次の行為を行わないでください。守られない場合は退去となります。

・喧嘩・口論・泥酔・大声を出す等で他人に迷惑をかけたり他人が不快と感じたりする行動。

・政治活動・宗教・習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり他人を攻撃したりすること。

・指定した場所以外で火気を用いること。

・故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、又はこれを施設外に持ち出すこと。

・原則として、苑内での入居者間での金銭･物品の貸し借りや食品、プレゼント等。

9　事故発生時の対応

・施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村･入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

・当施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、5 年間保存するもの

します。

・施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

・入居者の責に帰すべき事由によって、当施設が被害を被った場合は、入居者及びご家族には、連帯してその損害を賠償していただくものとします。

10　緊急時の対応方法

入居中に容態の変化等があった場合、医師又は主治医に連絡する等必要な措置を講ずる他、家族の方に連絡いたします。緊急連絡先を別紙に記載してください。

11　非常災害時の対策

○　防火管理者：施設管理

○　非常時の対応

別途定める「特別養護老人ホーム　ボニュール根上苑　消防対策マニュアル」及び「風地水害対策マニュアル」に沿って対応します。

○　避難訓練及び防災設備

別途定める「特別養護老人ホーム　ボニュール根上苑　消防対策マニュアル」及び「風地水害対策マニュアル」に沿って、年２回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して行います。

12　苦情の受付について

○　苦情処理総括者　　：理事長

苦情処理責任者　　：施設管理者

相談窓口担当者　　：生活相談員

○　受付時間

毎週月曜日～土曜日　　午前８時30分～午後５時30分

要望や苦情等、苦情相談担当者にお寄せいただいた場合、検討の上、速やかに対応いたします。その他、施設内に備えられた「ご意見箱」をご利用ください。

○　行政機関その他苦情受付機関

・　根上あんしん相談センター　　：石川県能美市大浜町ノ85番地

TEL　0761－55－5626

FAX　0761－55－5627

・　能美市健康福祉部　　：石川県能美市来丸町 1110 番地

いきいき共生課介護保険室　　TEL　0761－58－2239

FAX　0761－58－2292

・　国民健康保険団体連合会　　：石川県金沢市幸町 12 番地 1 号

石川県幸町庁舎 4 階

TEL　076 - 261 - 5191 (代)

FAX　076－261－5148

・　福祉サービス苦情相談センター：石川県金沢市本多町 3 丁目 1 番 10 号

石川県社会福祉会館 2 階

TEL　076 - 234 - 2556

FAX　076－234－2558

13　第三者評価の実施について

実施状況：無